

甲種防火管理新規講習の実施案内

高島市消防本部

1 講習日時および会場

日 時	令和7年10月22日(水) 9時00分から16時00分まで 令和7年10月23日(木) 9時00分から15時30分まで (※受付は両日とも8時30分から9時00分まで)
会 場	高島市今津町日置前5150番地 高島市消防本部 3階大会議室

2 受講科目および時間割

第1日目(10月22日)

時 間	科 目
9:00~9:10	開講式、受講案内
9:10~11:10	防火管理の意義と制度の概要
11:20~12:00	火気管理
休憩(60分)	
13:00~14:20	危険物の安全管理、地震対策
14:30~16:00	施設及び設備の維持管理

第2日目(10月23日)

時 間	科 目
9:00~10:20	自衛消防
10:30~12:00	防火管理の進め方と消防計画
休憩(60分)	
13:00~14:10	実習 消防用設備等の操作要領
14:20~14:50	効果測定
15:00~15:30	効果測定解説、修了証交付

※ 備考 実習の際には、動きやすい服装で受講して下さい。

3 受講定員

30名(受付期間中であっても定員に達し次第締め切りますので早めにお申し込みください)

4 受講義務者

消防法では、多数の人を収容する建物の管理権原者に、防火管理の推進役としての防火管理者を定めさせ、防火管理を実施するために必要な事項を消防計画として定めるとともに、この計画に基づいて防火管理上必要な業務を行わせるよう義務づけています。

防火管理者とは「防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的または監督的地位にある者」で、かつ「防火管理に関する知識および技能を有している者」と規定されており、この講習で必要な知識および技能を修得していただきます。

防火管理者を定めなければならない事業所とは

- ① 特定防火対象物〔集会場、飲食店、店舗、ホテル、病院、保育園、老人ホーム等（自力避難困難者が入所する施設は、10人以上）〕で収容人員が30人以上の事業所。
- ② 非特定防火対象物（共同住宅、学校、工場、事務所、銀行等）で収容人員が50人以上の事業所。

5 受講料

5,200円

※お釣りの要らないようご協力ください。

6 受講手続き

(1) 受付期間

令和7年9月8日（月）から令和7年9月12日（金）まで

(2) 受付時間

8時30分から17時15分まで

(3) 受付場所

高島市消防本部 予防課（高島市今津町日置前5150番地 TEL：22-5403）

(4) 受講申し込み要領

受講申込書（受講票含む）に必要事項を記入の上、受講料を添えて受付場所にお申し込み下さい。

受講申込書は高島市ホームページからもダウンロードできます。

なお、電話または郵送による受付はいたしませんので、本人または代理人がご来庁下さい。

7 修了証の交付

講習の全課程（2日間）を修了した方に修了証を交付します。

8 受講の注意事項

- (1) 講習用テキストおよび資料は、受講当日会場でお渡しします。
- (2) 講習会当日は、**受講票**および**筆記用具**を忘れずに持参して下さい。
- (3) 時間を厳守してください。（**遅刻、または早退の場合は修了証を交付できない場合があります。**）
- (4) 受講申込受付後は、受講料の返金はできませんのでご了承ください。
- (5) 自然災害、その他社会的事故等により講習会の日程を変更または中止する場合があります。
- (6) その他講習についてのお問い合わせは、**高島市消防本部予防課（TEL：22-5403）**までお願いします。